

『郢曲相承次第』再考

池和田有紀

はじめに

『郢曲相承次第』は、宇多天皇の皇子敦実親王から源有頼に至る、宇多源氏の郢曲相承系譜である。郢曲とは、朗詠・催馬楽・今様・神楽歌などの歌謡の総称で、後に庭田や綾小路などと称される宇多源氏の一流は、代々にわたり郢曲を相伝、特に鎌倉期以降は殿上瀧酔や御遊などの場において、朗詠や今様の歌い手を務めてきた。

『郢曲相承次第』には次のような奥書があり、有頼の子敦有が永和元年（一二七五）、崇光院の勅により著したことが知られる。

永和元年十二月廿七日 依 仙洞勅定令注進了

正三位源（花押）

これまでのところ敦有の自筆原本はみつかっておらず、最善の写本とされるのが、伏見宮貞成親王筆とされる、伏見宮旧蔵本である。しかし該本には大幅な錯簡があり、その状態は群書類従本などにもそのまま踏襲されている。近年、この錯簡を指摘され、かつそれを正して翻刻されたのが飯島一彦氏「解

題『郢曲相承次第』付校本」であった。従って、以下本稿においては、飯島氏による翻刻に依拠して論を進めてゆく。

さて『郢曲相承次第』は、飯島氏もその解題の中で、「敦有の主張と、平安時代・鎌倉時代の宇多源氏の歌い手たちの実情が、必ずしも一致するわけではないことを理解する必要がある」と述べられるように、敦実親王以来あたかも郢曲が一族内で連綿と相承されているかのように記されることには注意が必要である。

また系譜に加え、「（楊梅）兼親卿流不_二管領_一例」「同家（楊梅家）瀧酔不_二出歌_一例」「元三瀧酔彼家（楊梅家）不_二出歌_一例」の三項目を載せ、同じ郢曲を相伝する道綱流藤原氏の楊梅家を抑えて、宇多源氏が郢曲を披露した殿上瀧酔例を列記する。いわば他流をライバル視し、自流の優位性・正統性を強調しようとする姿勢に貫かれていることも認識しなければならない。こうした点から、史料としての扱いには慎重を要するが、その一方で、系譜に掲げられた各人物の事跡について、同時代の他の史料にはみられない多くの情報が記載されていることも確かであるから、これまでも多くの研究に寄与してきた。

このように、本書の特徴はすでに明確であるが、しかし、その成立背景をふまえて考えるべき問題点は、なお残されているように思われる。まず、なぜ永和元年という年に、敦有によって注進されたのか。また、伏見宮旧蔵本『郢曲相承次第』には、敦有の奥書の後に、洞院公定による永徳元年(一一三八)の識語が記されている。本文と同筆であるため、これも含めて貞成親王による写しとみられるが、識語の内容が十分に解釈されているとは言い難い。

本書の成立には、当時の宇多源氏を取り巻く状況や家の内情が反映しているであろう。そこで、本稿では、まず彼らにとって『郢曲相承次第』という書物がどのような性質・役割を有していたのかを考察し、次いで、永和元年成立の背景、および公定識語の存在する理由などを考えてみたい。

一 「家記」としての『郢曲相承次第』

(一) 宇多源氏の家業意識

貴族の家が代々にわたり相伝してきた和歌や蹴鞠・音楽・能筆などの芸能は、しばしばその家の「家業」であるとされる。例えば近世初頭に成立した『諸家家業記』⁴⁾などは、こうした様々な芸能や諸道と、それを家業とする公家の家を列挙したものと知られる。近世の公家衆にとっては、有職故実と並んで諸芸能の継承こそが家存続の要件、すなわち家業であった。

しかし、すでに先学によって指摘されるように、中世前期までの貴族にとって、家存続の要件とは、家格相応の政治的地位を代々にわたり継承するため、学問に励み、故実や儀式について学ぶことであった。公事について詳細に記す先祖の日記や家伝来の文書が「家記」として重んじられ、その集積が

励行されるのも、父祖と同じ官職を世襲し、家格を維持するために不可欠だからであろう。つまり中世前期までの貴族の家業とは、家格相応の政治的地位に就くことと、それを支える家産としての日記・家文書の複合であったといわれる。⁵⁾

一方で、和歌や蹴鞠など特定の芸能を伝える家もすでに存在し、そうした家にとっては、次第に相承が家存続の要件となつてゆく。つまり公事から芸能へと家業の比重が移行するのである。その具体的な時期については、兼倉中期の源有資の時が一つの画期と考えられる。

このことは、すでに別稿において詳述したが、⁶⁾『郢曲相承次第』によると有資は、叔父の資時に郢曲を師事、後には院の郢曲の師範となつた。『伏見院御伝受催馬楽事』⁷⁾ 建治二年八月朔日』にも、「此事(＝催馬楽)故按察使源有資卿新院(＝亀山院)御在位之時、奉授之」とみえ、実際に有資が亀山院の催馬楽の師であったことが確認される。ちなみに同書によれば、院が郢曲を習うのは後白河院以来はじめてのことで、源資賢が後白河院に教授した故事に倣い、その子孫である有資が師に選ばれたのであった。

そして、有資の郢曲は、子の経資・信有へと相伝される。院が再び郢曲を習い始めたことの意義は大きく、子に郢曲を伝えたのは、師範の地位を子孫に継承させようとの意図があつたからであろう。この時点において郢曲は、宇多源氏にとつて家の存在意義と認識されたのではないだろうか。

ただしその後経資の子孫は郢曲に携はず、相承を引き継いだのは信有の子孫たち(後の綾小路家)のみであった。信有は、敦実親王以来の郢曲の正統であることを、後深草院の勅書によって認められたと『郢曲相承次第』に

みえる。

野曲を家業とみなす意識は、その信有の孫にあたる敦有、更には敦有の子
 信俊・その子有俊の三代において、より顕著な形となって現れる。一例とし
 て、三代による著作の一部を表1に掲げてみよう。

表1

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
敦有 信俊	〃	〃	〃	〃	〃	〃	敦有 神楽血脈	編著
御神楽記	内侍所御神楽記	朗詠九十首抄	野曲相承次第	殿上潤酔部類記	御遊部類記	和琴血脈	神楽血脈	書名
内容・奥書など								
【奥書】 応永廿九年（一四二二）六月三日書写畢、以綾小路前宰相信俊御本写之、件本宰相入道敦有自筆也、尤可為証本者哉 花押（貞成親王） 【奥書】 応永廿九年（一四二二）六月三日書写畢、以綾小路宰相入道敦有御自筆本写之、可為証本者也 花押（貞成親王） 【内容】 元弘四〜貞治二年。敦有記。 【本奥書】 長享元年（一四八七）十一月廿四日以桑林軒（有俊）本写之了 按察使藤原花押（甘露寺親長） ※群書類従本には見えず。 【内容】 長元四〜元亨三年。敦有撰。 【奥書】 右一帖、借請綾小路有俊、中納言入道号桑林軒、法名有璠、書写畢、延徳三年（一四九二）暮秋下澣 権大納言藤原花押（三条西実隆） 省略↓本文参照。								
写本などの所蔵先								
宮内庁書陵部（伏一〇〇九） 宮内庁書陵部（伏一〇一八） 天理図書館『御遊部類 敦有御記』（綾小路本二二九） ↓『ピブリア』二二五 宮内庁書陵部（四一五―二六九） 宮内庁書陵部（伏一〇〇八） 天理図書館（竹田本） ↓飯島氏論文（本文参照）								
刊本								
『続群書類従』第十九上 『続群書類従』第十九上 『続群書類従』第十九上 『続群書類従』第十九上 『続群書類従』第十九上								

⑨	信俊	応永廿三年三月 仙洞御遊并函	【奥書】 応永廿三年（二四一六）三月廿七日、仙洞御遊記先御遊次和歌、大概注置之、右通不可思儀之間、天理図書館（綾小路本二二六）不可嗟外見也 散位源朝臣信俊（花押影）六十二歳 童名慶玉丸 法名了信 件紙数大小十枚 南無阿弥陀仏、〃、〃、〃、〃、	↓『ビブリア』二五	
⑩	〃	御遊記	【内容】 応永三十二年二月十一日・十二日記。	尊経閣文庫（七二六二） ↓『尊経閣文庫国書分類目録』（自筆本とあり）	
⑪	信俊 有俊	澗醉部類記	【内容】 応永五（正長二年）信俊記。有俊奥書。 【奥書】 右澗醉事、自応永五年至正長、故黄門（信俊）所記、于今依損傷殊奪写之、若有魯愚之錯、則子孫正之歟、以後予十五歳以記之者 永享四年（二四三二）十月日 左近衛権少将源有俊	東京大学史料編纂所『柳原家記録』（謄写本二〇〇一—一〇）の内	『大日本史料』
⑫	有俊	御遊抄	【奥書】 已上五册綾小路中納言入道宗林借請本卒馳筆畢、歌楽目錄等少々略之、雖似無執心、近代当流断絶之間、依有所存不載之、清書之時可加之者也 文明第十七曆（二四八五）九月日 兵部卿藤花押（松木宗綱）	立命館大学西園寺文庫（SB二一〇、〇九—G九九）	『続群書類従』第十九上

敦有は、『郢曲相承次第』のほか、『神楽血脈』『和琴血脈』『御遊部類記』『殿上澗醉部類記』『朗詠九十首抄』『内侍所御神楽記』などの作成に関わったことが判明する。管見の限り、これらの敦有自筆原本は現存しない。しかし例えば『神楽血脈』『和琴血脈』の、それぞれの本奥書に、「件本宰相入道敦有自筆也」「以綾小路宰相入道敦有卿自筆本」写之」とあり、敦有の著作であることが知られるのである。

同様に、『朗詠九十首抄』も、貞成親王がこれを敦有の子信俊から借り写したと奥書に記しており、その信俊の明德二年の本奥書に、「以嚴親諫議大夫禪閣御自筆秘本」所令書「写之也」とみえることから、もとは敦有自筆本であったことが分かる。

なお『御遊部類記』は元弘四年（一二三四）から貞治二年（一二六三）までをカバーする部類記で、出典はすべて敦有記、さらに『殿上澗醉部類記』は、長元四年（一〇三二）から元弘三年（一二三三）までの殿上澗醉例を諸記録から書き抜いたもので、諸記録のうち『源有頼記』を「親宰記」と表記して

いることから、やはり敦有の撰と考えられる。

このようにみると、『郢曲相承次第』は、敦有による数々の著作物のうちの一つに過ぎないことが分かる。そして、これらの書物の根底に共通して流れているのは、いかに自流の郢曲の技術が優れたものであるか、宮廷社会において重んじられてきたか、その相承が正統であるか、といった意識である。有資の郢曲は信有の子孫によって継承されてゆくが、こうした郢曲に関する書物の量産は、同流がそれを家の存在意義、すなわち家業と認識していた証拠といえよう。つまりこれらは、郢曲という「家業」を支える、「家記」の集積に他ならなかったのである。

（二）相論文書への利用

ところで、後年『郢曲相承次第』は、相論文書の一部としても利用された。敦有が、同様に郢曲を相伝してきた楊梅家に対抗意識を持っていたことはすで述べたが、応永十九年（二四一二）、敦有の子信俊が、かねてより不仲

であつた楊梅兼邦に対し、ついに訴訟を起こす。争点となつたのは、正月三日に催される殿上潤酔（元三潤酔）の今様出歌であつた。今様は、朗詠とともに殿上潤酔で必ず歌われるもので、曲の最初の歌い出しの事を出歌とい⁽¹²⁾う。正月の殿上潤酔で歌われる今様は、「春始梅花」で、その出歌をどちらの家が歌うかが、応永十七年頃から度々両家の争いの対象となつていた。⁽¹³⁾ 広島大学所蔵『楊梅兼邦申状案』⁽¹⁴⁾は、この訴訟に際して信俊が提出した訴状に対する、兼邦の陳状案である。端裏書に「出歌事兼邦申状案」とあり、本文冒頭には「兼邦申、五節并元三殿上潤酔今様出歌・郢曲等間事」と記される。その中で兼邦は、自流について以下のように語る。

右当道者、自曩祖敦家朝臣至兼邦、十一代相統之芸、朝要之最也、爰就潤酔之出歌、綾小路宰相及訴訟云々、太以不可然乎

「当道」すなわち郢曲の道は、祖先藤原敦家から兼邦に至るまで連綿と継承されてきた芸であり、潤酔の出歌について信俊が訴訟を起こすなど論外である、との主張である。では、はじめに信俊側は、どのような訴状を以て楊梅側に挑んできたのか、それは続く次の部分から判明する。

抑信俊卿於出歌、当家外他家更掠申無勤仕之例之由、令注進
 正応以来之年紀云々、先元三潤酔者、毎年之儀也、彼卿一流之外無
 其例者、争可及年紀之注進哉、且永仁・正安以下不可載注進之年々
 者、当家之輩参勤之条、不能左右歟

信俊は、自分の家以外の者が出歌を勤仕した例はないと主張し、正応以来の「年紀」を注進してきたという。しかし兼邦は、毎年の元三潤酔において、もし彼の一族のほか勤仕した例が無いというなら、どうしてわざわざ年紀を注進する必要があつたのだろうか、しかもその年紀は、永仁・正安以降の年々の分を載せていない、それは（その時に）楊梅家が勤仕しているからに他ならないからではないか、と反論している。

ここで問題となつている年紀とは、何であろうか。正応以降の年紀で、かつ永仁・正安以下の例を載せていないという条件に合致する部分が、じつは『郢曲相承次第』の中に存する。その部分を右に掲げてみよう。

元三潤酔彼家不出歌例

正応二 元年依太神宮御事 信有朝臣出今様、兼業朝臣参仕、上首也

同 三 信有朝臣出之、兼行朝臣参仕、

同 四 信賢出之、兼行朝臣参仕、上首也、

正慶元 敦有出之、能行朝臣参仕、重兼本名也、上首也

同 二 能行不参

建武二 敦有出之、能行参仕、上首也、

(中 略)

応安二 依日吉神輿在洛無燕酔、

応安三 信俊朝臣出之、兼時朝臣参仕、上首也、

同 四 信俊朝臣不参、

「元三潤酔彼家不出歌例」と題されたこの項は、正応二年（一二八九）

から応安四年（一三七一）までの元三淵酔のうち、信有とその子孫が出歌を務め、かつ彼家（＝楊梅家）が、上首であるにもかかわらず出歌を務めなかつた例を列記したものである。始まりが正応二年であるから、まずは「正応以来」であることに一致しよう。さらに、傍線部分に着目すると、正応四年（一二九一）の次が正慶元年（一二三二）となっており、そこには約四〇年の断絶がある。正応の次は永仁、正安と続き、以下、正慶に至るまで、この間の年紀が欠如していることから、すなわち兼邦のいう「永仁・正応以下不載」という記述にも適合する。

以上のことから、信俊が楊梅家との訴訟において注進した年紀とは、『郢曲相承次第』から当該部分を書き抜いたものと考えられる。

訴訟は信俊にとって、家業にかかわる一大事であり、それに際して『郢曲相承次第』は重要な役割を果たしたのである。

このことから、同書が家を支える家記の一つとして機能していたことは、疑いがないのではないだろうか。

二 『郢曲相承次第』の成立

（一）敦有の作成意図

前章で、敦有以降、家記の増産がみられ、『郢曲相承次第』もその一つであったことを確認したが、これをふまえ、次にその奥書について考えてみよう。

冒頭で述べたように、『郢曲相承次第』には、永和元年十二月二十七日に崇光院の勅定により注進したという、敦有の奥書がある。

鎌倉期、宇多源氏のこの一族は、持明院統の近臣であった。そして南北朝以降、持明院統直系の崇光院が伏見に赴いてからは、その伏見御所に仕え、伏見宮の近臣となる。特に経資の子孫である田向・庭田家は御所近隣に邸宅を構えて近侍し、一方で信俊ら綾小路家も、頻繁に御所を訪れ、主に音楽の面で奉公している。

そもそも敦有と崇光院は、郢曲の師弟関係にあったようである。『神楽血脈』に、崇光院は「大納言（洞院）実守」と「参議敦有」の弟子であると記されている。また『和琴血脈』によれば、両者は、和琴においてともに大炊御門氏忠に師事した兄弟弟子であった。

このように、音楽を媒介とする敦有と崇光院の交流は深く、従って奥書にある如く、院が敦有に対し、宇多源氏の郢曲相承について注進を命じたとしても不思議はない。ちなみに崇光院の皇子で伏見宮初代の栄仁親王も郢曲を習っていた形跡がある。¹⁵⁾

ところで、『郢曲相承次第』を通覧すると、大嘗会における清暑堂御神楽についての記述が多いことに気づく。例えば「贈従三位济政」（源济政。？一〇四一）のところには、

長元清暑堂御神楽頼宗藤家元祖
于時大納言・济政朝臣取二本・末拍子二、弟子執二本、拍子一、師匠取二末拍子一例之由注レ之、济政之カサヘツルコエト云秘説、世之美談、此時事也

とあり、また「大納言資賢」（源資賢、一一一三〜一一八八）のところでは、

仁安元年・同三年兩度清暑堂神宴、雖有上首宗家卿藤家先祖、資賢卿被仰拍子、院拍子合之時、宗家卿詠朗詠也、是当家之眉目也、当家為上首之時、藤家為下臈取此宸宴拍子例、曾無之、凡公宴重事雖多之、携音樂之輩、以清暑堂神宴為先途

などとみえる。

「長元清暑堂御神樂」とは、長元九年（一〇三六）の後朱雀天皇大嘗会における清暑堂御神樂で、藤原頼宗と濟政が神樂の本拍子と末拍子をそれぞれ担った。ここでは、師匠が末拍子を取るのが例といい、濟政が頼宗の師であることを示した上で、その声の素晴らしさを賞する。

一方の「仁安元年・同三年兩度清暑堂神宴」とは、仁安元年（一一六六）同三年（一一六八）の六条天皇および高倉天皇大嘗会の清暑堂御神樂を指し、資賢が、上首である藤原宗家を抑えて神樂の拍子を担ったと、やはり称揚する。郢曲を相承する宇多源氏にとって、数々の朝儀の中でも一代一度の大嘗会において清暑堂御神樂に関することは、非常に重要視されたのであろう。実際、傍線部にもある通り、音楽に携わる輩は清暑堂神宴を以て先度とすべきであると、はつきりと記している。

さらに同様の意識から、『郢曲相承次第』は、清暑堂御神樂への不参例をも特記する。例えば「宮内卿有賢」（源有賢、一〇七〇～一一三九）のところには「此卿天仁晴暑堂神宴依所勞不参」とあり、「右馬頭資時」（源資時、生没年未詳、資賢の子）に、「此朝臣元曆清暑堂御神樂俄依音乾、不参、無念也」とみえる。また、これらの例は、別項目をたてて改めて次のように総括される。

当家不参、六代皆有故也、天仁有賢卿俄所勞、元曆資時朝臣俄依音乾、辞申、仍被召加盛定朝臣畢、建久・建曆・貞応同朝臣出家以後也

これによれば、宇多源氏のうち清暑堂御神樂に不参したのは六代で、有賢は所勞により天仁元年（一一〇八）の鳥羽天皇大嘗会の際に参れず、資時は元暦元年（一一八四）の後鳥羽天皇大嘗祭の御神樂に「音乾」を理由に辞退、以後建久九年（一一九八、土御門）・建曆二年（一二二二、順徳）・貞応元年（一二二二、後堀河）の大嘗会にも参会のチャンスはあったが、すでに出家した後であった。

さらに続けて、文保大嘗会に起きた、ある「事件」について、殊に詳述する。文保有時為拍子被催之、仍参内之処、依当道相論、於待賢門内、為三位顯香卿被殺害了、有頼卿為付歌被催之、然而依舍兄有時卿事不参、於輕服者可免之由雖被仰下之、依悲歎終以不参、嘉曆四年早世之間、不逢正慶大札也

ここに登場する源有瀬は敦有の父、有時はその兄であるから敦有にとつてはおじにあたる。後醍醐天皇の文保大嘗会（一一三六）の清暑堂御神樂に、有時が拍子役として召された。ところがその拍子役を巡り、有時は従三位紙屋川顯香に待賢門において殺害されてしまったというのである。この御神樂には、有頼も付歌に参仕する予定であったが、悲嘆の余り、ついに赴くこと

が出来なかつた。その後有頼は嘉暦四年（一三三九）に没してしまい、結局は次の正慶大嘗会（一三三二）にも間に合わなかつた、という。

この文保の事件は、右の『郢曲相承次第』のほか、『尊卑分脈』や『御遊抄』などにも記載がある。さらに『増鏡』は、事件の詳細について、内裏に参じた有時が車から降りた利那、太刀を抜いて走り寄つたのは「いとすくよかなるゝ中侍」であつたが、後日、拍子役を争つた紙屋川頭香が首謀者と判明、関東に配流されたと記し、「道に好ける程はやさしけれども、いとむくつけし」と結んでゐる。

事件は宇多源氏にとつて、大きな衝撃であつた。有時が殺害されただけでなく、有頼の清暑堂御神楽への参仕も、ついに叶わなかつたからである。しかしこうした災難によつて、郢曲を何としても子孫に相承させようとする意識はますます強まつたといつてよいであろう。敦有にとつては、父とおじが直面した不幸であり、生々しい家存亡の危機の記憶として、後世に語り継ぐ意図があつたに違いない。事件に対する遺恨は、あるいは敦有の『郢曲相承次第』起筆の一因ともいえるのではないだろうか。

ところで、『郢曲相承次第』は有頼までの系譜であるが、その後、敦有自身は清暑堂御神楽と如何に関わつたのであろうか。

まずは敦有十二歳の時、光厳天皇の正慶大嘗会において、付歌を担つたのはじめ、⁽¹⁷⁾光明天皇の曆応大嘗会（一三三八）では付歌を、⁽¹⁸⁾後光厳天皇の文和⁽¹⁹⁾大嘗会（一三五四）においては、弟の成賢とともに、やはり付歌に参仕している。⁽²⁰⁾敦有自身は父と異なり、順調に大札に奉仕したようである。

そして、最もその活躍がみられるのは、永和元年十一月の後円融天皇大嘗会の清暑堂御神楽であつた。『永和大嘗会記』⁽²¹⁾によると、まず二十二日の殿

上⁽²²⁾渚⁽²³⁾において、「いまやうあり、信俊朝臣⁽²⁴⁾靈山の山み⁽²⁵⁾句を出す」と、信俊が今様「靈山御山」の出歌を担い、また翌二十三日大嘗会当日の殿上渚酔においては、「けふの朗詠は新豊酒色、信俊卿これをいだす」と、同じく信俊が朗詠「新豊酒色」を歌つた。さらに二十五日に行われた清暑堂御神楽では、「本拍子綾小路前宰相敦有、末拍子源宰相義賢、⁽²⁶⁾付歌中御門宰相、季興朝臣、信俊朝臣、資守朝臣」と、敦有・成賢が兄弟で拍子役を勤め、さらに信俊も付歌のメンバーに入つてゐる。

この永和大嘗会こそ宇多源氏にとつて、まさに面目躍如の場であつたといえよう。敦有は弟や子息とともに、郢曲をほぼ独占したのである。

以上のことふまえると、『郢曲相承次第』が注進された永和元年十二月二十七日が、その活躍から約一ヶ月後に相当することは注目に値する。内容に、清暑堂御神楽についての記事を多載することからみても、大嘗会での活躍と『郢曲相承次第』注進の時期は無関係ではなからう。敦有は、清暑堂御神楽での活躍から程なくして、その記憶のさめやらぬうちに、先祖がいかにそれと関わつてきたのかをふまえて、敦実親王より継承される郢曲相承の正統性を『郢曲相承次第』によつて崇光院にアピールしたのではないだろうか。

(二) 伏見宮本『郢曲相承次第』の書写について

ところで、はじめに述べたように、『郢曲相承次第』の敦有自筆本は伝わつておらず、最善本とされるのは貞成親王による書写本である。伏見宮旧蔵本で、筆跡からみても貞成親王のものとはほぼ断定されるが、親王自身による書写⁽²⁷⁾奥書はない。従つて、いつ頃書写されたのかは不明だが、ここではその一応の見通しを述べておこう。

貞成親王が本書を書写したことを裏付け、また書写の時期を推定するには、『看聞日記』の記事が参考になる。親王自身、郢曲に親しんだ様子が『看聞日記』に散見することは、すでに青柳隆志氏によって示されている。²³⁾ 初出は、応永二十三年（一四一六）二月十七日条「予（貞成親王）依勾当所望出朗詠、信俊卿・経良卿助音」部分で、同十九日条には「予音曲令稽古、催馬楽・朗詠・早歌等」とあり、催馬楽・朗詠・早歌なども稽古している。朗詠の稽古には殊に熱心で、信俊をその師とした。

抑朗詠秘曲事、予可伝受之由源宰相（信俊）自去年頻申、（中略）強固辞還又背師匠命之間、令伝受之、堅固内々儀也、其儀客殿立二屏風、奉懸妙音天像西園寺・信俊、立机一脚、備仏供香華、南面妻戸格子等垂御簾、時刻巳時出座、小待次次以三重有朝臣召前、源宰相参進、先本尊焼香、次習秘曲、傅氏巖之嵐「伝受了起座、師範同退下、次三献有祝着、殊更馬一疋賜之、（応永廿六年七月四日条）：①

早旦有楽、（中略）抑去年七月朗詠秘曲令伝受、而奥書于今不書進、不審之処、只今書進之、珍重也、（応永二十七年閏正月十二日条）：②

①は秘曲「傅氏巖之嵐」を信俊から受けた際の記事で、②はその伝授状が後から到来したことを記す。このように『看聞日記』をみる限り、貞成親王の郢曲教習は応永二十年代に最も盛んであった。

親王が、前出『朗詠九十首抄』を信俊から借り受けて書写したのも、ちよ

うどこの頃である。その奥書に、

応永廿五年十月八日書写之訖、予音曲聊依令伝受、此抄於申受而所書写也、源宰相（信俊）依師弟芳契不浅、当家之秘鈔被免一覽畢、一喜一懼而已 城南隱士貞成（花押）

と、信俊との師弟関係によって書写が許されたのである。『朗詠九十首抄』は書名の通り朗詠の曲目と詞章を記したもので、秘曲も併載しており、その道の重要なテキストであった。応永二十五年の書写ということは、やはり貞成親王が郢曲に最も傾倒したのが応永二十年代であることを裏付ける。

またこのほかに、敦有の著した『神楽血脈』『和琴血脈』を、信俊から借り写したのも応永二十九年（一四二二）であったことが、それぞれ奥書から知られる（表1参照）。このうち『神楽血脈』は、書きさしが『看聞日記』巻七（応永二十八年）の原本の紙背にも残されている。

このように、貞成親王が郢曲稽古に最も熱心で、かつ郢曲に関する著作を盛んに書写していた時期が応永二十年代であることから、『郢曲相承次第』の書写もまたその頃で、恐らくは同様に信俊から借りて写したものであると推察されよう。

三 洞院公定と『郢曲相承次第』

（一）洞院家と音楽

『郢曲相承次第』には、永和元年の敦有本奥書の後に、さらに二つの識語

を載せる。うち一つは洞院公定のものである。伏見宮旧蔵本をみると、本文と同じ貞成の筆跡で記されているので、すでにその親本に存在していたとみるのが正しい。しかし、なぜ公定のそれが存在するのだろうか。そこで本章においては、洞院家と『郢曲相承次第』との関わりについて述べてみたい。まずは二つの識語に、便宜上、(A)(B)を付し掲げてみよう。

此抄随分雖深窓秘、代々依師弟之芳好、密々令見洞院大納言公定卿之処、太以被感嘆、即被写留之、件奥書云、……(A)

此鈔綾小路前宰相敦有卿、自抄也、郢曲一道事、云諸芸之濫觴相伝、云諸流之分流、旨趣所甄録尤明鏡也、可為当道資糧・後進之才學、歟、以源家之一流、為梁塵之根本之条、雖無古今之疑貽、為斷尊卑之偏倭、今以數箇稟承之儀、新聯一紙筆墨之端之条、頗以珍璧也、堪于握翫焉、爰微臣雖未聞雅音道、不莅律樂之場上、怒為王家輔弼之累跡、博不窺諸道配立之大綱者、国之寇賊也、家之塵芥也、此故不省非分之愚味、依尋伎芸之旨趣、即送此一卷、忽加書写耳、且許披閱之条、可謂芳恩者也、但当家郢曲事、久受彼流之訓説、已遂累代之芸業畢、而雖似有近代斷絶之号、尚依不忘巽跡芳約之好歟、可恥可悅、不及他見矣、
于時永徳第一之歳夷則下四之日(七月二十四日)

権大納言藤原公定判 ……(B)

(A) 部分は、「此抄」すなわち『郢曲相承次第』は、深く秘すべきものであるが、代々にわたる師弟関係のよしみから、密かに洞院大納言公定卿に見せたところ、公定卿は甚だ感じ入ってそれを書写した、その書写奥書は次の通りである、というものである。そして実際の公定の奥書の写しが続けてあり、それが(B)部分にあたる。

(B) は永徳元年(一二八二)に記されており、次のように要約されよう。
『郢曲相承次第』は敦有卿が自ら筆を執つたもので、郢曲の道における相伝過程や諸流について余すところ無く録す。宇多源氏の一流が「梁塵」の根本(＝郢曲道の根本)であることに、疑問の余地はないが、あらゆる人々の誤解を避けるために、このような抄が編まれることは非常に珍重すべき喜ばしいことである。自分は郢曲の道に明るいわけでなく、奏樂の場に臨むような身でもないが、王家の補弼に連なるものとして、広く諸道配立の大概を知らなければ、国の敵、家の恥となることは必定、そこで書写を加えるものである。実は当家は、かの家の郢曲の訓説を受けてきたが、最近では途絶えている。それなのに、かつてのよしみから披閱を許されたことはまことに喜ばしい限りである。

飯島一彦氏によれば、『郢曲相承次第』の原本は崇光院に進上され、その副本が敦有の手元にあつたとし、(A)(B)は、それを洞院公定が借り写した際、公定の書写奥書を改めて敦有が写したものと推測される。ただし天理図書館所蔵の綾小路家旧蔵本『郢曲相承次第』の(A)部分に、「私云、此三行敦有卿以男信俊以私有落字歟、奥書也」²⁵⁾のと朱注が施されることから、(A)(B)部分とも後に信俊が書き入れた可能性も捨てきれないとし、さらに(A)(B)を含む本文全体を、後世の綾小路家が改めて転写した可能性

も指摘される。

しかし、敦有による永和元年の本奥書には、敦有の花押影があるのに対して、(B)の公定識語には「公定判」と、花押の写し方に差異があること、また永和元年から(B)の永徳元年までの間が、六年間しか隔たらないことからみて、やはり(A)(B)とも敦有が公定に書写を許した際、公定がその書写本に記した識語を、元の本に敦有自身が転記したとみるのが妥当ではないだろうか。なお一見、(A)(B)を貞成親王書写時の書き入れとして(A)を貞成親王の言葉とみることもできそうだが、永徳元年当時、親王はわずか十歳余りで、洞院家との間に師匠関係などはみられないので、成り立たないであろう。

では、敦有による転記とすると、(A)の「依師弟之芳好」および(B)の「道家郢曲事久受彼流之訓説」「不忘襄跡芳約之好」部分に示されるような、宇多源氏と洞院家との間に師弟関係は存在したのであるだろうか。

じつは『郢曲相承次第』の中には、幾つか洞院家に関する記述がある。たとえば、「按察使有資」の項においては、

去曆応五節、兼親卿管領相論之時、被_レ尋_二中園相国_一之处、民部卿入道子孫対_二于源家之曰_一、難_レ及_二相論_一、歟之由、載_二請文_一了

と、暦応年間の五節の殿上涸酔において、涸酔の管領を巡り、楊梅兼親が宇多源氏に対抗しようとした際、中園相国(≡洞院公賢)が、兼親の祖父民部卿入道兼行は有資の弟子であるから、兼親は源家に対して相論を起こせなれと言ったことを記す。故実に精通した公賢は、当時、南朝・北朝双方から

重んじられる存在であった。

また両家の直接の師弟関係を示すものとして、「参議有頼卿」の項に、次の部分がある。

為_二後醍醐院御師匠_一、催馬楽秘曲御伝受之時、被_レ叙_二正三位_一、上首十四人超_二越之_一、又被_レ下_二御笛_一、太笛、実守卿・実世卿等皆此卿弟子也、又故徳大寺内府_{公清公}、同門弟也、但近来不_レ致_二沙汰_一也

有頼は後醍醐院にも郢曲を教え、また洞院実守と実世はその弟子であったという。公世は公賢の庶子で南朝の重臣、また実守は公賢の異母弟で猶子となり、同じく南朝に仕えた。後に実守は公賢の嫡子実夏と所領を巡って争い、何度か北朝へも降っている。⁽²⁶⁾

さらに「同家涸酔不出歌例」の項のうち、建長元年(一二四九)十一月二十三日の新嘗会殿上涸酔の例において、「今様公蔭_(正親町)朝臣出之、有資卿弟子」とあるが、正親町家を洞院家の同族とみれば、これも師弟関係として差し支えないであろう。このように『郢曲相承次第』の中に、両家の師弟関係を示す記述は散見される。

ところで、洞院家が郢曲に精通したことは、他の記録からも窺うことができる。表2は、鎌倉後期から南北朝期における大嘗会の清暑堂御神楽、および当時盛行した作文会や三席御会での、洞院家の所作状況をまとめたものである。

これに示される通り、清暑堂御神楽においては、正応大嘗会(一二八八)では、洞院公守が拍子、延慶大嘗会(一二〇九)では、公守の子実泰が拍子

と付歌を務めている。また、作文会や御会の場合、洞院家が御製を朗詠したり、披講の講師となることもあった。特に元亨三年（一一三三）六月二十日に行われた後醍醐天皇の中殿作文における実泰の御製朗詠については、『増鏡』に「御製を左の大臣返々誦して、うるはしく朗詠にしたまふ、声いとうつくし」と、その美声が賞賛されている。

しかも当時の洞院家は、郢曲だけでなく様々な楽器にも精通していた。初

代の実泰が、音楽に携わった形跡はみあたらない。しかし例えば表2に明らか

表2

出典

〔大嘗会〕		〔二席御会など〕	
正応元年11月24日	一二八八	伏見天皇	拍子権中納言公守 16日院拍子合 琵琶権中納言公守
永仁6年11月22日	一二九八	後伏見天皇	付歌中納言正親町実明 7日院拍子合 筆春宮権大夫実泰 拍子洞院中納言実明 10日新院拍子合 付歌中納言実明
正安3年11月22日	一三〇一	後二条天皇	琵琶（玄上）前太政大臣公守 神楽本拍子実泰 御遊付歌 実泰時々付之 箏（鬼丸）実泰 14日新院拍子合 本拍子実明 筆弁宰相中将公賢 朗詠（令月・徳是）実明卿 発音
延慶2年11月26日	一三〇九	花園天皇	筆左大臣実泰公 時々付歌 11日院拍子合 筆春宮大夫公賢 神楽末拍子権中納言実守 7日新院（花園院）拍子合 神楽本拍子洞院中納言 朗詠（令月・徳是）二首 実守卿出之
文保2年11月24日	一三一八	後醍醐天皇	拍子洞院中納言実守 笙冷泉大納言公泰 笛参議右兵衛督実夏 笛前権中納言実夏卿
正慶元年11月15日	一三三二	光厳天皇	『花園院宸記』
暦応元年11月21日	一三三八	光明天皇	『御遊抄』
文和3年11月18日	一三五四	後光厳天皇	『御遊抄』
〔二席御会など〕		和歌披講御製講師洞院中納言（公守） 琵琶洞院中納言	
建治4年正月21日	一二七八	詩歌御会始（三席） 龟山上皇	『中殿御会部類記』（群書類従16所収）
弘安7年7月7日	一二八四	七夕御遊 後宇多天皇	『勘仲記』
正応2年正月17日	一二八九	内裏三席御会 伏見天皇	『中殿御会部類記』
元亨3年6月20日	一三二三	中殿作文 後醍醐天皇	『増鏡』
暦応2年6月27日	一三三九	仙洞持明院殿（光厳上皇）御会始（三席） 御治天之後初度	『御遊部類記（敦有卿記）』
応安4年9月13日	一三七一	御会始（三席） 後光厳上皇	『後深心院閔白記』
		洞院大納言（実守） 御製落句朗詠二三反 御遊拍子洞院大納言実守	
		等前右大臣公賢公 笙冷泉大納言公泰 笛右兵衛督実夏	
		御製朗詠左大臣（実泰） 拍子左大臣 筆春宮大夫（公賢） 笙左宰相中将（公泰）	
		権大納言（公守） 朗詠、出二星適逢句	
		権大納言（公守） 朗詠（徳是） 権大納言	

琵琶の藤原孝頼で、西園寺実兼とは兄弟弟子にあたる。西園寺家が天皇の琵琶師範を代々務めたことは知られ、公守の琵琶教習も、西園寺に同じ閑院流に連なる家との意識からではなからうか。

また洞院家は、琵琶ばかりでなく箏にも堪能であった。実雄の室栄子は、父である法印公審とともに、藤原孝道の娘讃岐局の教えを受けたことが『箏相承系図』⁽²⁹⁾にみえ、その芸は、栄子から子公宗と孫の実泰へと伝えられた。

さらに同系図によれば、洞院家の箏の伝流は栄子から始まっただけではなく、実雄の猶子となった公世（実父は藤原実俊）もまた藤原宗俊流の箏を承けており、それを実泰と実泰の室康子に授けている。つまり実泰は、栄子と公世の双方から箏を伝受したことになり、さらに、それを子の公賢へと相伝したと同系図にみえる。

伏見宮旧蔵本の中には、『従二位公世卿状 箏伝来の事』⁽³⁰⁾という、公世が自らを「箏の一道正統嫡流」として、その相承を絶やさぬように訴え、公宴への参仕を希望し、さらには「春宮御方」⁽³¹⁾の箏の教習をも奨励した書状が存する。南北朝期頃とされる写本だが、その旧表紙に、正本は洞院実守の所持するところであった、と記されており、実守には、箏の相承とともに公世の書状も伝えられていたことが分かる。

このように、洞院家は郢曲のみならず、琵琶や箏にも造詣の深い家であった。後世、洞院満季が後小松院の箏の師範となったことはよく知られるが、⁽³²⁾その箏の源流は初代実雄の室栄子あるいは猶子の公世の時代にまで遡ることが、以上から明らかとなろう。

そして公定が、『郢曲相承次第』の閲覧と書写を行った背景には、単に宇多源氏との郢曲の師弟関係だけでなく、諸楽器に精通した一族の歴史が反映

されているのである。

(二) 『尊卑分脈』への影響

ところで、洞院公定は『尊卑分脈』の編者としても知られている。浩瀚な系図集である『尊卑分脈』の作成には、公事に通じたことで知られ、南北両朝からも重んじられたという祖父公賢の影響があるが、一方で、閑院流のネットワークの中にあつた洞院家には、系図編纂が可能となるだけの膨大な記録や文書が集積されていたのであろう。⁽³³⁾あるいはすでに幾つかの系図を所蔵しており、それらを公定が参照しつつ書き継いだものが『尊卑分脈』であつたとも考えられる。

ところで、現在では国史大系本『尊卑分脈』が多用されるが、『尊卑分脈』とは、近世の『大日本史』編纂以降に流布した通称である。国史大系本の内題にもある通り、正式名称は「新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集」であつた。このような書名は、宋の通俗百科事典である『新編纂図増類群書類要事林広記』等に倣つたものという。⁽³⁴⁾そして、内題に次いで、「特進巫三台 藤 公定撰」とみえる。

当該部分から、『尊卑分脈』の成立時期は、公定が「特進」（正二位）「巫三台」（大納言）であつた時期、すなわち永和三年（一三七七）正月五日（権大納言叙正二位）から応永二年（一三九五）三月二四日（任内大臣）の間に限られることが、すでに指摘されている。⁽³⁵⁾ただし永徳二年（一三八二）十月から至徳二年（一三八五）三月および至徳三年十一月から嘉慶二年（一三八八）五月の間は、公定が権大納言を辞していたので除かれるだろう。

さらに作成時期の指標となるものに、『後愚昧記』所収「公定書状」⁽³⁶⁾がある。

同じ閑院流の三条公忠に充てた永和二年閏七月十六日付の書状で、その中に、「系図事、公定今度新造十帖」と、『尊卑分脈』と思しき新造系図十帖作成の進捗状況を報告した部分がある。これによると、十帖のうち三帖が藤氏系図の上中下にあたるという、上の中書の校閲を公忠に依頼している。三帖それぞれは、現在の国史大系本第一篇・第二編に相当することから、残りの七帖分が、藤氏以外の諸家の系図となる計画だったのであろう。

この時、藤氏以外の系図がどれほど出来上がっていたのかは定かでないが、もしその周辺時期に源氏系図に着手していたとすれば、公定が『郢曲相承次第』を閲覧・書写した永徳元年とは、ちょうどその頃に相当するのではないだろうか。つまり『郢曲相承次第』への興味は、先祖が楽器に通じ、また宇多源氏との師弟関係もあつたことだけに由来するのではない。宇多源氏の系譜そのものや、家業である郢曲の相承状況など、そこに書かれていることは、『尊卑分脈』の源氏系図編纂においても有意義な情報だったのである。これをふまえれば、永徳元年という公定識語の日付は、『尊卑分脈』編纂との関わりから、もう少し注視されるべきであろう。実際に、公定の識語中にも、「尊卑の偏倭を断たんがため」(前掲(B)の傍線部参照)という文書がみえ、両者の近親性が窺えるのである。

一方、もし公定による『尊卑分脈』の編纂が、当時の貴族社会に周知されていたとすれば、敦有側としても、公定への情報提供、すなわち家業の正統性を示す家記を見せることに、積極的だったのではないだろうか。そして敦有自身が公定の識語を、『郢曲相承次第』の奥に書き取ったとすれば、それは確かに公定に同記を見せた、という証拠を残すためだったとも考えられるのである。

おわりに

本稿では、『郢曲相承次第』について、書物としての性質や成立時期などにおける幾つかの問題点を指摘し、明らかにしてきた。

まず、著者である源敦有以降の三代において、郢曲にまつわる記録が増産されたことに着目、それを郢曲という「家業」を支えるための「家記」の集積であつたとした。むしろ『郢曲相承次第』もそのうちの一つである。

その上で、『郢曲相承次第』の内容に、一族と大嘗会清暑堂御神楽との関わりが多見すること、実際の後円融天皇の永和元年大嘗会において、敦有らの活躍が顕著であることをふまえ、それから約一月後の永和元年十二月二十七日に成立した『郢曲相承次第』は、敦有が先祖以来の郢曲相承過程を大嘗会と絡めて記し、相承の正統性を強調する書物であつたことを指摘した。

ちなみに『郢曲相承次第』の最善本とされる伏見宮旧蔵本は、貞成親王による書写本で、親王自身が郢曲を習っていた時期からみて、応永二十年代に写された可能性が高いことにも言及した。

また『郢曲相承次第』には、敦有奥書の後に洞院公定の識語が書き加えられているが、公定が同書を閲覧・書写した理由に、鎌倉期以降の洞院家が琵琶や箏に通じ、郢曲も教習した形跡があつたことを挙げた。一方で、公定は当時、『尊卑分脈』の編纂に携わっており、宇多源氏歴代の系図と家業相承を記した同書は、そのソースとしても有用であつたに違いない。

そしてもし敦有が、公定が浩瀚な系図集を作成中であることを知っていたとすれば、同書を見せることに積極的で、さらに自らの奥書の後に、敢え

て公定の識語を写し置いたとも考えられる。

ところで、もし以上のような考察が成り立つとすれば、『郢曲相承次第』の内容は、『尊卑分脈』の記載に影響した可能性が高い。最後にそのことを指摘して筆を擱きたい。

たとえば、国史大系本『尊卑分脈』第三篇所収の「宇多源氏^{綾小路}」をみると、信有・敦有・信俊など、信有流の歴代には、いずれも郢曲に関する注記が豊富にある。これに対して、同第四篇所収の「道綱卿孫^{楊梅}」のところには、そうした注記は皆無である。楊梅家が、宇多源氏同様に郢曲を相承し、それを巡って相論まで起こしたことは本稿でも触れたが、その楊梅に全く郢曲に関する注記がみあたらないのは、些か不自然ではなからうか。宇多源氏の相承を称揚し、楊梅に対する優位性を誇示した『郢曲相承次第』を閲覧した公定は、双方に中立的な立場ではなく、明らかに敦有や信俊の側に立っていた。そして、その内容を『尊卑分脈』に反映させたと考えられるのである。

また、国史大系本を通覧すれば明白なように、『尊卑分脈』の注記は、諸本によって差異が著しく、「宇多源氏^{綾小路}」の注記も、国史大系本の底本である、いわゆる「前田家所蔵訂正本」には無いものが多い。あるいは公定自身でなくとも、『郢曲相承次第』の影響を受けた後世の別の誰かによって、書き入れられた可能性もあるだろう。

いずれにしても、これらから言えるのは、『郢曲相承次第』の内容を、『尊卑分脈』によって確認・反証するのは危険だということである。はじめに述べたように、『郢曲相承次第』には、他の記録にはみられない記述も多いことから、宇多源氏歴代の事跡を知る上で、貴重な史料である。しかし、少なくとも『尊卑分脈』を以て『郢曲相承次第』の記述を裏付けようとすること

は、避けるべきではないだろうか。

註

- (1) 宮内庁書陵部所蔵(伏一〇〇八) 一巻。
- (2) 『続群書類従』十九下所収。
- (3) 『梁塵』十九(一九八九年) 所収。
- (4) 『改定史籍集覧』二八九。
- (5) 高橋秀樹『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年。
- (6) 拙稿「伏見宮と綾小路一族―伏見宮旧蔵『梁塵秘抄口伝集』巻十の書写者についての再検討―」(松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、二〇〇九年)
- (7) 図書寮叢刊『伏見宮樂書集成』一 所収。
- (8) 『内侍所御神樂記』については、石原比伊呂『内侍所御神樂記』にみる足利義満と室町前期の公家社会(田島公編『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇〇八― 目録学の構築と古典学の再生』二〇〇九年所収)において、敦有との関わりが述べられている。ただしそこで石原氏が検討対象とされている、東山御文庫本『内侍所御神樂部類記』(勅封番号二二六―八)は、書陵部所蔵『内侍所御神樂記』(四一五―二六五、一冊、三条西家旧蔵本)の写本に他ならない。またその内容は、『御神樂記』(尊経閣文庫所蔵、信俊自筆本か)にも一部重複する。詳細は表1の⑦⑧を参照。
- (9) 宮内庁書陵部所蔵(伏一〇〇九) 一巻。続群書類従十九上所収。
- (10) 宮内庁書陵部所蔵(伏一〇一八) 一巻。続群書類従十九上所収。
- (11) 飯島一彦「後崇光院宸翰『朗詠九十首抄』の位置付け―源家流朗詠とは何か―」(『ヒブリア』一三一 二〇〇九年)。
- (12) 『弁内侍日記』「宮の潤酔」に、「右兵衛督^{有實} 出し歌なり」とあるように、「いだした」と訓じる。
- (13) 出歌を巡る相論については、『潤酔部類記』(表1⑩)によりその経過が知られる。なお新聞進一「今様」の転移と変貌」(『立教大学日本文学』五、

一九六〇年)および石原比伊呂「鎌倉後期〜室町期の綾小路家」(『日本歴史』七〇九、二〇〇七年)も参照。

(14) 松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書(二)』(福武書店、一九八二年)所収。

(15) 『看聞日記』応永二十三年三月二十五日条。

(16) 『増鏡』「秋のみ山」。

(17) 『花園院宸記』正慶元年十一月十五日条。

(18) 『御遊抄』清暑堂 光明院 暦応元年十一月二十一日。

(19) 『尊卑分脈』によれば、成賢は敦有の弟で、明徳二年に没している。

(20) 『御遊抄』清暑堂 後光厳院 文和三年十一月十八日。

(21) 『群書類従』七所収。

(22) なお注(6)の拙稿の補注「9」に記した『郢曲相承次第』についての「書陵部本は貞成親王が応永二十九年にそれを写したものである」という部分は、『神楽血脈』の書写年代と混同してしまったために生じた誤りである。実際には、貞成親王による書写年代は明記されていない。

(23) 青柳隆志「後崇光院と朗詠」(『日本文学』五三―七、二〇〇四年)。

(24) 注(3)に同じ。

(25) 当該部分は「綾小路家本楽書目録(上)」(『ビブリア』二五、一九六三所収)の「郢曲相承次第」の項を参照した。

(26) 橋本芳和「洞院家の分裂について―元弘の乱に際して―」(『政治経済史学』四五九・四六〇、二〇〇四年)。

(27) 『増鏡』「秋のみ山」。

(28) 図書寮叢刊『伏見宮楽書集成』一所収。『楽書類聚』第三冊の内。本書は、江戸期の写本であるが、正親町忠季による延文四年(一三三九)の本奥書に、「以故山本入道太相国(洞院公守)御自筆本写之」とあるので、もとは公守自身によって作成された血脈であることが分かる。

(29) 図書寮叢刊『伏見宮楽書集成』二所収。

(30) 図書寮叢刊『伏見宮楽書集成』一所収。

(31) 『従二位公世卿状』は年月日不詳であるが、『伏見宮楽書集成』解題による

と、弘安四年以降の作とされ、本書状が奏功して弘安六年に非参議に叙せられた可能性が指摘されている。これに従えば、「春宮御方」は熙仁親王(伏見天皇)ということになる。実際、『花園院宸記』元亨三年(一二三三)八月二十三日条に、「鷹司禪尼^{長體後代}進公世卿相伝箏譜、是自故院所給也、譲藤原実子也」という記事がある。すなわち、伏見院から賜ったという公世の箏譜が、鷹司長雅の後室である尼の手を経て花園院に進上され、それを院が自ら後宮の実子(後の宣光門院)に譲った、というものである。実子は、正親町実明の息女で、洞院公守猶子として入内、洞院実泰とその室康子から箏を習っていたことから、『秦箏相承血脈』、譜を譲られたのであろう。なお『箏相承系譜』によれば、公世の弟子の一人として「後深草法皇」の名がみえ、「本譜」と小書きされている。公世から後深草院に譜が伝えられ、それを伏見院が相続したとみることもできよう。

(32) 坂本麻実子「十五世紀の雅楽界⑧ 洞院家三代と雅楽」(MIAJ NEWSLETTER) 七―五、一九八六年)。

(33) 松菌斉「中世公家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」(歴史学研究会編『系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年)。

(34) 皆川完一「『尊卑分脈』書名考」(『新訂増補国史大系月報』六二、一九六七年)、同「尊卑分脈」(『国史大系書目解題』下巻 吉川弘文館、二〇〇一年)。

(35) 飯田瑞穂「『尊卑分脈』藤氏系図の編成」(『飯田瑞穂著作集』五『日本古代史叢説』吉川弘文館、二〇〇一年。初出は一九八八年)。

(36) 益田宗「尊卑分脈の成立と編成」(『東京大学史料編纂所報』二〇、一九八六年)、飯田氏前掲論文を参照。